

平成26年度事業評価結果に対する検討結果報告書

事業番号	事業名	事業担当課
4	生きがい事業団助成事業	高齢福祉課

事業評価の判定結果	市の対応方針
見直し	見直し

1 概要

主な見直し事項
補助金の減額

対応方針等の具体的内容
補助金を減額すべき又は成果を示せていないなどの理由により、見直しとの評価を受けました。これを受け、補助金額及び成果指標について検討した結果、運営の効率化による補助金50万円の削減と会員向けアンケートの結果を成果指標のひとつとして設定することとし、「見直し」の方針としました。

財政的効果		
平成27年度予算額(案) (千円)(A)	平成26年度予算額 (千円)(B)	差引額(千円) (A) - (B)
27,500	28,000	▲ 500

特記事項

※平成27年度予算額(案)は、平成27年度平塚市各会計予算が平塚市議会で可決されることによつて確定するものです。

2 各意見等に対する見解

作業メンバーの意見、作業シートの記載内容に対する見解

(1) 事業の成果について

- ・事業の目的が満たされているかどうか効果(会員の収入状況や家計調査等)の測定が必要。
- ・成果指標をしっかりと決めてフォローすべき。(高齢者の就業率、生きがいアンケートなど)
- ・補助金を出すのであれば、指標は必須。収益事業と「高齢者の生きがい」に資する部分は明確に。2つの役割のもとで、判断すれば入札しないが良い理由も市として支援できる理由もあるのでは。

(検討結果等)

評価の当日は調査中であったため結果は出せませんでしたが、今年度は会員向け生きがい調査を行っており、就業した会員のうち82パーセントが活動に満足したという回答結果が出ています。会員向け調査は今後も継続的に行っていきます。この結果は、配分金の額とともに成果指標として設定できるものと考えます。なお、今年度は顧客向け満足度調査も行い、こちらも多くの方から業務内容に満足したという回答を得ています。

(2) 費用対効果について

- ・事実からみると1,692人の方の生きがいのために多額な資金を投入すべきかに疑問がある。

(検討結果等)

配分金の増加策により補助金の減に努めるとともに、会員数の増強を図って1人当たりの資金投入額を減少させていきます。

(3) 民業との関係について

- ・下手をすれば補助金による民業圧迫になりかねない。
- ・事業の目的・目標、設置については、理解できますが、仕事の受注の35%が市、財団から、また民間は雇用に関して必要な時だけ登録社員を雇えないので民業への影響も考える必要があるのでは？

(検討結果等)

生きがい事業団と民間企業とでは、活動の目的も作業のレベルも異なるため、必ずしも民業圧迫にはつながらないものと認識します。

(4) 事務費の率について

- ・受益者負担の原則から事務費を増額して補助金の削減を目指すべき。
- ・本来は受益者負担が原則。法的な規定があれば最大まで取るべき。

(検討結果等)

国の補助金は市の補助金額を超えられないというルールがあるため、事務費の増額により市が補助金額を下げると連動して国の補助金が減額されます。これによって市が補助金を再度増額する必要が生じ、結果として、国の補助金分を市民である利用者が肩代わりする結果になってしまいます。また、過去に事務費の率を上げたときに配分金額が下落した実績があり、その変更に対しては慎重に協議する必要があるものと考えます。

(5) 運営について

- ・平塚市で出来ることとしては、会員増、サービス量の拡大に向けて事業団にインセンティブを付与することを努力すべき。

(検討結果等)

本市は、法的に生きがい事業団を育成・支援していく立場にあります。インセンティブの中でも金銭的報奨(補助金の増額)はこれまで補助金の減額を続けている中で、時代の流れに逆行しています。生きがい事業団は会員増及びサービス拡大に向けて一人一件運動などの努力を行っているところではありますが、引き続き市として事業団の更なる上昇志向を誘引できるよう努めていきます。

- ・事業ごとに内容(仕事内容、単価、売上金額、民間との比較、お客様の満足度など)をきっちりと確認すべき。

(検討結果等)

事業ごとの内容は生きがい事業団から毎年報告を受けていますが、上述のとおり民間と比較することは難しいと考えます。顧客の満足度については、26年度に「仕事の出来栄」、「料金」などについて調査を行った結果、全ての項目において7割以上の顧客から満足したという回答を得ました。ただし、この調査は、事務量及び費用の面を考慮すると、毎年行えるものかどうか、生きがい事業団との協議が必要です。

(6) その他について

- ・運営費赤字を補助金で全て埋めるという仕組みに効率化のインセンティブが欠けており問題。法律自体の変更を求める。

(検討結果等)

「老人福祉法」 老人は、仕事に従事する機会を与えられるものとする。
「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」 地方公共団体は、高齢退職者の就業の機会を提供する団体を育成し、就業の機会の確保に努める。
という法律の条文(一部要約)に基づき、本市でも高齢者の就労と生きがい増進に寄与する団体に対し補助金等による支援を行っているところです。現在のところ、市として法律の変更を求める必要はないものと認識します。